

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入 検査	ソーシャルイン クルーホーム株 式会社	ソーシャルイン クルーホーム米 子上福原	令和6年6月11日 (火)	共同生活援助 短期入所	【勧告事項】 障害者虐待による 人格尊重義務違反	令和6年4月において、当該事業所の従業員により2 度に渡って障がい者虐待（放棄・放任）が行われ、障 がい者を養護するべき職務を怠った。	○	委員会、研修の複数及び当該事業所のみ の単独開催（通常は複数施設での開催が主） や関係法令・虐待防止の手引きなどを従業 者に対し具現徹底を行った。 また、再発防止策及び虐待を防止するた めの具体的方策（従業員アンケート、意見箱 の設置など）を講じた。
					【勧告事項】 運営基準違反 (虐待の防止)	令和6年4月において、当該事業所の従業員による2 度に渡る虐待（放棄・放任）が行われたことにつ いて、虐待に該当するという従業員の認識がないため、 虐待発生後の検証や再発防止策の検討などが行われて いない。	○	
					【勧告事項】 運営基準違反 (サービス管理責任者 の責務)	従業員による虐待（放棄・放任）行為が繰り返された ことについて、サービス管理責任者としての責務が果 たされていないことが一因である。	○	サービス管理責任者に対し、責務について 改めて指導を行った。
					【勧告事項】 運営基準違反 (管理者の責務)	従業員による虐待（放棄・放任）行為が繰り返された ことについて、管理者としての責務が果たされていな かったことが一因である。	○	管理者に対し、責務について改めて指導を 行った。
					【勧告事項】 虚偽の報告	当局の行った調査の際に、従業員が虚偽の発言を行っ た。	○	利用者の状況を可視化し、申し送り等の改 善を図った。
					サービスの提供の記録	サービスを提供した記録について、利用者からその都 度確認をもらっていない。（ひと月ごとなど、まとめ て確認を貰っている）	○	利用の都度確認をするよう改めた
					苦情解決	令和5年から利用者から事業所に対する苦情につい て、再三の苦情を受けているにも関わらず、その苦情 に対する記録や講じた措置などが記録されておらず、 それについて職員間での共有等が行われていない。	○	改めて苦情受付時のフローを確認し、体制 整備を行った。
					事故発生時の対応	事故発生時の対応について、対応が適切でない	○	改めて事故発生時のフローを確認し、体制 整備を行った。

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入 検査	社会福祉法人も みの木福祉会	もみの木園	令和6年9月10日 (火)	障害者支援施設 (生活介護)	【勧告事項】 障害者虐待による 人格尊重義務違反	令和6年9月において、当該事業所の従業者により、 虐待行為（身体的虐待及び心理的虐待）があった	○	再発防止策を講じ、その講じた方策について 県へ報告を行った。 併せて再発防止策について虐待防止委員会で 検証を行う。
					指定障害者支援施設等 の設置者の責務	R6.4.18に男子棟職員会議で個々の利用者に係る支援の 話がされていたが、不十分である。	○	モニタリング会議で定期的話し合いを実施 している。
					生活介護計画の作成等 ／ 施設障害福祉サービス 計画の作成等	施設入所利用者のサービス計画が作成されおらず、利 用者等からの同意を得られていない。	△	同意の記載漏れがないよう、フォルダ管理 等を統一し、作成のない個別支援計画につ いては、作成し、個別支援計画未作成減算 を適応し、関係市町村へ過誤申し立てを行 う。
						サービス計画について、利用者の同意がないものが散 見される。	△	
						基本時間に記載している時間と支援内容に記載してい る時間が異なる支援計画がある	○	
						個別支援会議の開催にかかる記録が不十分である	○	会議録の記載方法の修正を実施した。
					虐待の防止	虐待が発生した事案について、報告様式に基づいた報 告がされていない	○	職員へ周知徹底し、使用方法を改めた。 今後は仇められた様式で従業者へ報告を行 わせ、委員会で発生原因・結果の分析・再 発防止策を検証する。
					生活介護サービス費	算定できない報酬が算定されている。	△	自己点検を行い、全利用者について過誤申 し宛を行う。

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
立入 検査	社会福祉法人遊歩	夜見われもこの家	令和6年10月25日(金)	共同生活援助、 短期入所	【勧告事項】 障害者虐待による 人格尊重義務違反	【共同生活援助】 令和6年5月において、当該事業所の従業員により、 虐待行為（身体的虐待）があった		
					【勧告事項】 障害者虐待による 人格尊重義務違反	【短期入所】 令和6年6月において、当該事業所の従業員により、 虐待行為（放棄・放任）があった		
					運営規程	虐待防止の事項について一部表記誤りがある		
						【短期入所のみ】 虐待防止に関する事項について、成年後見制度の利用 支援に関する記載がない		
					虐待の防止	虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式が整備されていない		
						虐待が生じた際の労働環境・条件について分析されておらず、それを確認するための様式も整備されていない		
短期利用加算	【短期入所のみ】 算定日数について限度を超えて算定して請求している							